

## 万国郵便連合憲章

### 前文

郵便業務の効果的運営によつて諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という崇高な目的の達成に貢献するため、

締約国政府の全権委員は、批准を条件として、この憲章を採択した。

連合の任務は、次のことを行うことにより、全世界の住民間の通信を容易にするため、効率的で利用しやすい普遍的な郵便業務の質の永続的発展を促進することである。

相互に連結したネットワークから構成される単一の郵便境域における郵便物の自由な流れを保障すること。

公平で共通の標準の採用及び技術の使用を奨励すること。

利害関係者間の協力及び相互作用を確保すること。

効果的な技術協力を促進すること。

利用者の変化するニーズを確実に満たすこと。

## 第一編 組織規定

### 第一章 総則

#### 第一条 連合の範囲及び目的

- 1 この憲章を採択する諸国は、通常郵便物の相互交換のため、万国郵便連合の名称で、単一の郵便境域を形成する。継越しの自由は、連合の全境域において保障される。
- 2 連合は、郵便業務の組織化及び完成を確保し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。
- 3 連合は、加盟国が要請する郵便に関する技術援助にできる限り参加する。

#### 第一条の二 定義

- 1 万国郵便連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。
  - 1.1 「郵便業務」とは、連合の機関が定める範囲のすべての郵便業務をいい、郵便物の収集、区分、送達

及び配達を確保することによつて加盟国の一定の社会的及び経済的目的を達成することを主たる業務とする。

1.2 「加盟国」とは、次条に規定する条件を満たす国をいう。

1.3 「単一の郵便境域」とは、万国郵便連合の文書の締約国が、継越しの自由を尊重した上で通常郵便物の相互交換を確保し、及び他の領域又は地域からの継越郵便物を差別することなく自国の郵便物と同様に取扱い義務を負う境域をいう。

1.4 「継越しの自由」とは、仲介加盟国が、内国制度における郵便物に対する取扱いと同様の取扱いにより、他の加盟国への継越しのために引き渡された郵便物を送達することを確保する原則をいう。

1.5 「通常郵便物」とは、万国郵便条約に規定するものをいう。

1.6 「国際郵便業務」とは、連合の文書によつて規律されるすべての郵便業務をいう。

1.7 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.8 「留保」とは、加盟国が、連合の文書（憲章及び一般規則を除く。）の規定の自国への適用上その法

的効果を排除し、又は変更することを意図する例外条項をいう。いずれの留保も、前文及び前条に規定する連合の趣旨及び目的と両立するものでなければならぬ。留保については、正当な理由を有するものとし、及び当該留保が対象とする文書の承認に必要な多数によつて承認されなければならない、また、当該文書に係る最終議定書に規定する。

## 第二条 連合員

次に掲げる国は、連合加盟国とする。

- (a) この憲章の効力発生の日に連合員の資格を有する国
- (b) 第十一条の規定に従つて連合員となつた国

## 第三条 連合の境域

連合の境域は、次に掲げるものから成る。

- (a) 加盟国の領域
- (b) 連合に包含されない地域に加盟国が設置した郵便局
- (c) 連合員ではないが郵便上は加盟国に従属することによつて連合に包含される地域

#### 第四条 例外的関係

自国の指定された事業体が連合に包含されない地域と業務連絡がある加盟国は、他の加盟国の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

#### 第五条 連合の所在地

連合及びその常設機関の所在地は、ベルヌとする。

#### 第六条 連合の公用語

連合の公用語は、フランス語とする。

#### 第七条 貨幣単位

連合の文書において用いる貨幣単位は、国際通貨基金の計算単位とする。

#### 第八条 限定連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、限定連合を設立し、及び国際郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となっている文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 限定連合は、連合の大会議、小会議その他の会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

#### 第九条 国際連合との関係

連合と国際連合との関係は、その本文がこの憲章に附属している協定によつて規律される。

#### 第十条 国際機関との関係

連合は、国際郵便の分野における緊密な協力を確保するため、利害関係及び活動について関連がある国際機関と協力することができる。

#### 第二章 連合への加入又は加盟、連合からの脱退

##### 第十一条 連合への加入又は加盟、手続

1 国際連合加盟国は、連合に加入することができる。

2 国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3 連合への加入又は加盟請求の文書は、憲章その他連合の義務的な文書への加入の正式の宣言を伴わなけ

ればならない。その加入又は加盟請求の文書は、関係国政府が国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加入を通告し、又は加盟請求について加盟国に諮問する。

4 国際連合加盟国でない国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合員として加盟したものとされる。諮問の日から起算して四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

5 加入又は連合員としての加盟は、国際事務局長が加盟国政府に通告する。加入又は加盟は、その通告の日から効力を生ずる。

#### 第十二条 連合からの脱退、手続

1 各加盟国は、関係国政府が国際事務局長に対して行う憲章の廃棄通告によつて、連合から脱退する権能を有するものとし、同事務局長は、この通告を加盟国政府に通知する。

2 連合からの脱退は、国際事務局長が1の廃棄通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

### 第三章 連合の組織

第十三条 連合の機関

- 1 連合の機関は、大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び国際事務局とする。
- 2 連合の常設機関は、管理理事会、郵便業務理事会及び国際事務局とする。

第十四条 大会議

- 1 大会議は、連合の最高機関とする。
- 2 大会議は、加盟国の代表者で構成する。

第十五条 臨時大会議

臨時大会議は、少なくとも三分の二の連合加盟国の請求により又はその同意を得て開催することができる。

第十六条 事務小会議

削除

第十七条 管理理事会

- 1 大会議から大会議までの間においては、管理理事会（CA）が、連合の文書の規定に従つて、連合の事業の継続を確保する。

2 管理理事会の理事国は、連合の名において、かつ、連合のためにその職務を行なう。

#### 第十八条 郵便業務理事会

郵便業務理事会（CEP）は、郵便業務に関する業務上、営業上、技術上及び経済上の問題を取り扱うことを任務とする。

#### 第十九条 特別委員会

削除

#### 第二十条 国際事務局

万国郵便連合国際事務局の名称で連合の所在地において任務を遂行し、事務局長に統括され、かつ、管理理事会の監督を受ける中央事務局は、執行、支援、連絡、通報及び諮問の機関とする。

#### 第四章 連合の財政

#### 第二十一条 連合の経費、加盟国の分担金

1 各大会議は、次の経費の最高限度額を定める。

(a) 連合の年次経費

(b) 次回の大会議の開催に係る経費

- 2 1に規定する経費の最高限度額は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことを条件として、超過することができる。
- 3 連合の経費（2の規定に基づく超過分を含む。）は、加盟国が共同で負担する。このため、各加盟国は、自国が属することを希望する分担等級を選定する。分担等級は、一般規則で定める。
- 4 第十一条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自国が属することを希望する分担等級を自由に選定する。

第二編 連合の文書

第一章 総則

第二十二條 連合の文書

- 1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とし、留保の対象とならない。
- 2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とし、留保の対象とならない。

3 万国郵便条約、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則は、国際郵便業務に適用される共通の規則並びに通常郵便業務及び小包郵便業務に関する規定を内容とする。これらの文書は、すべての加盟国について義務的な文書とする。加盟国は、自国の指定された事業体が、条約及びこれらの施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

4 連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国間の業務（通常郵便業務及び小包郵便業務を除く。）を規律する。約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国のみを拘束する。当該締約国である加盟国は、自国の指定された事業体が、約定及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

5 3及び4に規定する施行規則は、条約及び約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、大会議において行われた決定を考慮して、郵便業務理事会が定める。

6 3から5までに規定する連合の文書の場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。

第二十三条 加盟国が国際関係を処理する地域に対する連合の文書の適用

1 いずれの国も、連合の文書の受諾が、自国が国際関係进行处理するすべての地域又はそれらのうちのあるもののみを包含することを、いつでも、宣言することができる。

2 1の宣言は、国際事務局長に対して行わなければならない。

3 各加盟国は、自国が国際関係进行处理する地域でその地域のために1の宣言を行つたものに対する連合の文書の適用を終止する通告を、いつでも、国際事務局長に対して行うことができる。この通告は、国際事務局長がこれを受領した日の後一年で効力を生ずる。

4 1及び3に規定する宣言及び通告は、国際事務局長が加盟国に通知する。

5 1から4までの規定は、加盟国が国際関係进行处理する地域で連合員の資格を有するものには、適用しない。

#### 第二十四条 国内法令

連合の文書の規定は、これらの文書で明らかに定めていない事項については、各加盟国の法令に影響を及ぼすものではない。

### 第二章 連合の文書の受諾及び廃棄

第二十五条 連合の文書への署名並びにこれらの文書の認証及び批准その他の承認

- 1 大会議が作成した連合の文書には、加盟国の全権委員が署名する。
- 2 施行規則については、郵便業務理事会の議長及び事務局長が認証する。
- 3 憲章については、署名国ができる限り速やかに批准する。
- 4 憲章以外の連合の文書の承認は、各署名国の憲法上の規則に従って行われる。
- 5 いずれの加盟国が憲章を批准せず、又はその署名したその他の文書を承認しない場合にも、憲章及びその他の文書は、これらを批准し、又は承認した加盟国に関しては、効力を害されることがない。

第二十六条 連合の文書の批准その他の承認の通告

憲章及びその追加議定書の批准書並びに連合の他の文書の承認書は、できる限り速やかに国際事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第二十七条 約定への加入

- 1 加盟国は、第二十二条4に規定する一又は二以上の約定に、いつでも加入することができる。
- 2 加盟国の約定への加入は、第十一条3の規定に従って通告する。

## 第二十八条 約定の廃棄

各加盟国は、第十二条に規定する条件に従つて、一又は二以上の約定への参加を終止する権能を有する。

## 第三章 連合の文書の改正

### 第二十九条 議案の提出

1 加盟国は、自国が締約国となつている連合の文書に関する議案を大会議に、又は大会議から大会議までの間において提出する権利を有する。

2 もつとも、憲章及び一般規則に関する議案は、大会議にのみ提出することができる。

3 また、施行規則に関する議案は、郵便業務理事会に直接提出するものとする。ただし、当該議案は、国際事務局が事前にすべての加盟国及びすべての指定された事業体に通報しなければならない。

### 第三十条 憲章の改正

1 この憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、少なくとも投票権を有する連合加盟国の三分の二により承認されなければならない。

2 大会議が採択した改正は、追加議定書の対象となり、その大会議において反対の決定がされない限

り、その大会議において更新された文書と同時に効力を生ずる。この改正は、加盟国ができる限り速やかに批准するものとし、その批准書は、第二十六条に定めるところに従って取り扱う。

#### 第三十一条 一般規則、条約及び約定の改正

- 1 一般規則、条約及び約定は、それぞれ当該文書に関する議案の承認のための条件を定める。
- 2 条約及び約定は、同時に効力を生じ、かつ、同一の有効期間を有する。前回の大会議の文書は、1の各文書の効力発生につき大会議が定める日に廃止する。

#### 第四章 紛議の解決

##### 第三十二条 仲裁

連合の文書の解釈又はその適用から生ずる加盟国の責任に関し、二以上の加盟国の間に紛議が生じた場合には、係争問題は、仲裁により解決する。

#### 第三編 最終規定

##### 第三十三条 憲章の効力発生及び有効期間

この憲章は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの憲章の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

#### 万国郵便連合憲章の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで締結された万国郵便連合憲章に署名するに際し、次のとおり協定した。

##### 憲章への加入

憲章に署名しなかつた連合加盟国は、いつでもこれに加入することができる。加入書は、外交上の経路を通じて連合所在国の政府に送付し、同政府がこれについて連合加盟国の政府に通知する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規定が憲章の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有

するこの議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各当事国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。